

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城 千秋
副会長 友利 博朗

日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。
沖縄県医師会経由で「疑義解釈資料の送付（その22）」の通知が届きましたので下段にてご報告致します。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） Tel 098-868-7579

沖 医 発 第 5 6 7 F
令 和 2 年 7 月 2 0 日

地 区 医 師 会 長 殿

沖 縄 県 医 師 会
会 長 安 里 哲 好
(公 印 省 略)

関係通知文書の送付について（診療報酬関係）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、下記文書については、県医師会ホームページ並びに県医師会報へ掲載いたしますことを申し添えます。

記

No.	文書番号	発送日	文書件名	HP	会報
1	(保 148)	R2.7.20	厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その23)」 の送付について	○	○

医科診療報酬点数表関係

【せん妄ハイリスク患者ケア加算】

問 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の区分番号「A 2 4 7-2」せん妄ハイリスク患者ケア加算(2)にある「急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟」には、区分番号「A 3 0 2」新生児特定集中治療室管理料等、当該加算が算定できない一般病棟は含まれるのか。

(答) 含まれない。

【小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料】

問 2 区分番号「B 0 0 1-2」小児科外来診療料について、常態として院外処方箋を交付する保険医療機関において、患者の症状又は症状が安定していること等のため、同一月内において投薬を行わなかった場合は、どのような算定となるか。

(答) 留意事項通知(6)のとおり、「1 処方箋を交付する場合」の所定点数を算定する。

なお、区分番号「B 0 0 1-2-1 1」小児かかりつけ診療料についても、同様の取扱いとする。

問 3 区分番号「B 0 0 1-2」小児科外来診療料について、同一患者に対して同一月内に院内処方を行わない日と行う日が混在する場合については、どのような算定となるか。

(答) 院内処方を行わない日は「1 処方箋を交付する場合」の所定点数を、院内処方を行う日は「2 1 以外の場合」の所定点数を、それぞれ算定する。ただし、同一月において、院外処方箋を交付した日がある場合は、従前のとおり、留意事項通知(5)の取扱いとなる。

なお、区分番号「B 0 0 1-2-1 1」小児かかりつけ診療料についても、同様の取扱いとする。

問 4 区分番号「B 0 0 1-2」小児科外来診療料について、問 3 の場合に、その理由等について、診療報酬明細書の摘要欄への記載を要するか。

(答) 同一月において、院外処方箋を交付した日がない場合は、診療報酬明細書の摘要欄への記載は要しない。

なお、区分番号「B 0 0 1-2-1 1」小児かかりつけ診療料についても、同様の取扱いとする。

【血糖自己測定器加算】

問5 区分番号「C150」血糖自己測定器加算の「7」間歇スキャン式持続血糖測定器によるものについて、専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師がいない保険医療機関で、他の保険医療機関の当該条件を満たす医師の指導の下で、糖尿病の治療を行う常勤の医師が間歇スキャン式持続血糖測定器を使用して血糖管理を行った場合には算定可能か。

(答) 算定できない。

【手術通則】

問6 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に関する施設基準において、「乳房切除術を行う施設においては乳房MRI撮影加算の施設基準に係る届出を行っていること」とあるが、乳房MRI撮影加算の施設基準を満たさないが、当該診療を行うに十分な体制が取られている場合、算定できないのか。

(答) 画像診断管理加算2又は3を算定しており、関連学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定されている保険医療機関が、遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者の診療に当たり、1.5テスラ以上のMRI装置を有する他の保険医療機関と連携し、当該患者に対してMRI撮影ができる等、乳房MRI撮影加算の施設基準を満たす保険医療機関と同等の診療ができる場合においては、当該施設基準を満たすものとして差し支えない。ただし、当該連携については文書による契約が締結されている場合に限り認められるものであり、届出の際に当該文書を提出すること。

(別添2)

医科診療報酬点数表関係 (DPC)

【「医療資源を最も投入した傷病名」について】

問1 医療資源を最も投入した傷病名として「U07.2 COVID-19, virus not identified」が該当する患者については、どの傷病名を選択し、どのように算定すればよいか。

(答) 「U07.1 COVID-19」を選択し、医科点数表により算定する。診療報酬明細書の摘要欄に「U07.1」と記載すること。

以上です。